

令和4年度 特別区民税・都民税 税率等のお知らせ

所得割 (一律)	特別区民税 6%	都民税 4%
-------------	-------------	-----------

均等割	特別区民税 3,500円	都民税 1,500円
-----	-----------------	---------------

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の成立に伴い、平成26年度から令和5年度まで、特別区民税・都民税の均等割の額が上記のとおり改正されました。

所得から差し引かれる金額

※ 判定時期は当該年度の前年12月31日の現況です。
ただし、判定の対象者が当該年度の前年中に死亡している場合はその死亡時の現況となります。

種類	控除金額	
雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)または(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか多い方の金額	
医療費控除 ①と②は選択制	①医療費の実質負担額- (10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)(限度額200万円) ②セルフメディケーション税制 医薬品等購入費の実質負担額-12,000円(限度額88,000円)	
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払金額	
生命保険料控除	支払金額	控除額
新契約 :平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 ----- 旧契約 :平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	12,000円以下	全額
	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円(限度額)
	15,000円以下	全額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	
70,000円超	35,000円(限度額)	
*「生命保険料控除額」=「一般分の控除額」+「個人年金分の控除額」+「介護医療分の控除額」(合計適用限度額:70,000円)		
*各保険料の控除限度額:28,000円(ただし旧契約のみの場合:35,000円)		
*各保険料の控除額(新契約・旧契約分両方がある場合):AとBとを比較して大きい方を控除額とする。		
A=新契約分控除額+旧契約分控除額(28,000円限度)		
B=旧契約分控除額(35,000円限度)		
*「一般分」「個人年金分」及び「介護医療分」の算式は同じ(「介護医療分」は新契約のみ)		
地震保険料控除	支払金額	控除額
地震	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
	5,000円以下	全額
旧長期	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額25,000円		

種類	控除金額	種類	控除金額
障害者控除	特別障害者	扶養控除	特定扶養
	同居特別障害者		老人扶養
	その他の障害者		同居老親等
寡婦控除	26万円	その他の控除対象扶養親族(16歳未満は除く)	
ひとり親控除	30万円	基礎控除	43万円
配偶者控除	一般控除対象配偶者	配偶者特別控除	次頁参照
	老人控除対象配偶者		次頁参照

◎配偶者控除額 ・ 配偶者特別控除額

※単位:万円

控除種類	申告者の合計所得金額		900以下			900超～950以下			950超～1,000以下			1,000超
	配偶者の合計所得金額		住民税	所得税	人的控除額の差額	住民税	所得税	人的控除額の差額	住民税	所得税	人的控除額の差額	住民税 所得税
配偶者	48以下		33	38	5	22	26	4	11	13	2	0
		老人	38	48	10	26	32	6	13	16	3	
配偶者特別	48超～50未満		33	38	5	22	26	4	11	13	2	
	50以上～55未満	3			2			1				
	55以上～95以下	適用なし			適用なし			適用なし				
	95超～100以下	36			適用なし			24			適用なし	
	100超～105以下	31	—	21	—	11	—					
	105超～110以下	26	—	18	—	9	—					
	110超～115以下	21	—	14	—	7	—					
	115超～120以下	16	—	11	—	6	—					
	120超～125以下	11	—	8	—	4	—					
	125超～130以下	6	—	4	—	2	—					
130超～133以下	3	—	2	—	1	—						
133超	0	—	0	—	0	—						

◎基礎控除

種類	合計所得金額	控除額	人的控除の差額
基礎控除	2,400万円以下	43万円	5万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	5万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	5万円
	2,500万円超	0円	—

◎所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、以下の要件を満たす場合
①本人が特別障害者
②特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
③23歳未満の扶養親族を有する
(給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%
(2) 給与所得と公的年金所得の両方がある、その合計額が10万円を超える場合
①給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)
②公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)
①+②-10万円

税額から差し引かれる金額（税額控除）

◎調整控除

合計課税所得金額(※)	税 額 控 除 額
200万円以下	①と②のいずれか少ない金額の5%（特別区民税3%、都民税2%） ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}の5% （特別区民税3%、都民税2%） ●ただし、税額控除額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

※合計課税所得金額：課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額(分離課税分を除く)の合計額

所 得 税 と 住 民 税 の 人 的 控 除 額 の 差		控除の種類		金額	
障害者 控除	特 別 障 害 者	10万円	扶 養 控 除	特 定 扶 養	18万円
	同 居 特 別 障 害 者	22万円		老 人 扶 養	10万円
	そ の 他 の 障 害 者	1万円		同 居 老 親 等	13万円
ひとり 親控除	父	1万円	その他の控除対象扶養親族		5万円
	母	5万円	勤 労 学 生	1万円	
寡 婦 控 除		1万円	基 礎 控 除		5万円
配偶者 控除	前頁参照		配偶者 特別控除	前頁参照	

◎住宅借入金等特別税額控除

新築または増改築により平成21年～令和3年12月に入居した人で所得税の住宅ローン控除を受けているもののうち、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除

居住年	平成26年3月まで	平成26年4月～令和3年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% 特別区民税3%、都民税2% 最高97,500円	所得税の課税総所得金額等の7% 特別区民税4.2%、都民税2.8% 最高136,500円

(注) 居住年：平成26年4月～令和3年12月については、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が8%または10%の場合（被災者ローンを含む）であり、それ以外の場合の控除限度額は平成26年3月までと同様

◎寄附金税額控除

① 対象となる寄附金

- (ア) 都道府県・市町村または特別区に対する寄附金
- (イ) 東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部に対する寄附金
- (ウ) 東京都・葛飾区の条例で指定された団体等への寄附金

② 税額控除額

●基本控除額

(寄附金(注1)－2,000円)×10%(注2)

(注1) 総所得金額等の30%を限度

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、以下の率により算出

東京都が指定した寄附金は4%・葛飾区が指定した寄附金は6%(東京都と葛飾区の両方が指定した寄附金は10%)

○特例控除額（基本控除額に加算）※都道府県・市町村または特別区に対する寄附金のみ適用（注3）

(寄附金－2,000円)×(90%－0～45%[寄附者に適用される所得税の限界税率]×1.021[復興特別所得税加算分])

(注3) 特別区民税・都民税所得割額の20%を限度

○住民税の申告特例控除額 ※都道府県・市町村または特別区に対する寄附金をし、ふるさと納税ワンストップ特例制度が有効な場合のみに適用